

仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会
(第8期計画期間 第11回会議) 議事録

日時：令和6年2月2日(金) 15:30~16:40

場所：オンワード樫山仙台ビル 10階ホール

〈出席者〉

【委員】

橋本治子委員長、狩野クラ子委員、田中伸弥委員、大内修道委員、佐々木心委員、原田つるみ委員、森高広委員、若生栄子委員 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、庄子地域包括ケア推進課長、浅野地域包括ケア推進課認知症対策担当課長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、佐藤地域包括ケア推進課主幹兼推進係長、千葉介護事業支援課ケアマネジメント指導係長、佐藤高齢企画課在宅支援係長

〈議事等要旨〉

1 開会

- ・ 会議公開の確認→異議なし
- ・ 議事録署名委員について大内委員に依頼→委員了承

2 報告

- (1) 令和6年度地域包括支援センター職員の配置について
庄子地域包括ケア推進課長から説明(資料1)

【質疑応答】

森委員： 2点質問する。

1点目は、西中田地域包括支援センターを4名体制から3名体制にするとあるが、西中田包括支援センターは昨年いただいた資料で機能強化専任職員も含めて既に4名体制となっているため、元は3名体制ではないか。

2点目は、八木山地域包括支援センターについてである。基準配置を減少させるということは、私の記憶では初めてであると考えているが、継続的に人口が6,000人を割るという見通しなのか。

庄子課長： 1点目については、資料について誤りがあったため、大変失礼した。
2点目については、過去資料の確認は今できないが、これまで6,000人を下回って減員としたことはなかったはずである。八木山地域の人

口については、未来永劫減少するとは断言ができないが、推計人口では、6,000人を超えることがないと見込まれたため、今回は基準を減員したところである。

森委員： 仙台市の人口動態調査では太白区の八木山・向山地域等の丘陵地帯は今後、居住者の入れ替えが少なく、高齢化が進行し、高齢者が増加する地域とされている。令和3年、4年はコロナの影響で平均寿命が若干短くなったが、これは一時的なものであり、今後高齢者が減少する要因ではない。

また、市の住民基本台帳において、昨年と今年の1月の人口データを比較すると太白区は61歳以上の方が急激に増加している。

これらのことから、八木山地域包括支援センターの高齢者人口の減少は一過性に過ぎないと考える。今回のように一過性の傾向に応じて地域包括支援センターの人員を増減させることは地域包括支援センターの事業継続に影響を与えると思う。一過性の高齢者人口に応じて職員数を変更させるのではなく、人口データに猶予期間を設けて確認する等、今後も変化する可能性が少ないと根拠があった上で包括支援センター職員の増減を検討する必要があると思うが、いかがか。

伊藤部長： 市や区全体の高齢者人口については今後増加していく予定である。高齢者人口のピークは、国では2040年代、高齢化率が国の統計より若干低い仙台市では2050年まで高齢者人口が一貫して増加するとしている。

八木山地域については、仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画でも地区別の高齢者人口を出しており、私としても八木山地域の高齢者人口が減少している点については気になっていた。しかし、令和2年の10月と比較すると、八木山地域の高齢者人口は実際に減少しているという傾向と住民移動の状況等も踏まえて、八木山地域の高齢者人口はしばらく増加することはないだろうと推計した上で今回のような対応としている。また、地域包括支援センターは基本3か年契約だが、契約期間は増加しないという見通しを踏まえての対応である。詳細については、担当課長から説明する。

庄子課長： 只今、部長から説明があった高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推計人口の他に地域包括支援センターの人口に関しては、住民の人口に本市の死亡率等をかけた独自の推計を当課で行っている。その数値は10年くらいを見込んでおり、八木山地域は100人単位で減少する予定である。今後何かしらの増加要因がなければ、6,000人を超える

ことはないと思込んでいるが、万が一増加した場合は、6,000人を超えた段階で増員の対応はできるため、その際に対応していきたいと考えている。

森委員： 一時的な要因で増減を検討するのではなく、ある程度長期的な見込みであるということが分かった。今後も地域包括支援センターの安定的運営のために職員についても配慮いただきたい。

佐々木委員： 人口推計値の担保というものはしっかりとした数値でなければそもそも議論ができないため、この数値は問題がないものであるのか事務局の意識として改めて確認をさせていただきたい。また、八木山地域については、劇的に人口が増加するという事は考えづらいと思っているが、伊藤保健福祉部長や庄子地域包括ケア推進課長の発言で、今後増加した際には適切に対応いただけるという話だったため、その際には是非お願いしたい。

そこで確認したいことは、人員体制が3人から4人へ増加した際は現場にとってはありがたい対応であり、さらに、仙台市では6,000人を超えた際に独自の基準を設けているということもありがたい配慮だと思うが、6,000人に満たず、際で頑張っている地域包括支援センターの方々の現場の声をどのように受け止めているのかを伺いたい。

1点目が数値の担保が確実なものなのか、2点目が6,000人に満たず、5,000人後半、つまり、際で頑張っている地域包括支援センターの現場の声を受け止め方について伺いたい。

庄子課長： 数値についてであるが、今年度は高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の作成年度であり、当面のところはかなり厳密に、加えて、独自推計であるが10年後の数値についても100名単位で減少していく見込みということで、数値の方は確認している。

また、際で頑張らせていただいている地域包括支援センターについては、ぎりぎりのところで対応しているという話をいただいている。そのような中でも本市としては、法人にて独自に人数を増加させた場合、加配という形で評価をさせていただいている。なお、地域包括支援センターの機能強化については、引き続き検討してまいりたい。

- (2) 地域包括支援センターの名称について
庄子地域包括ケア推進課長から説明（資料2、資料2-1）

【質疑応答】

なし

- (3) 指定介護予防支援事業所の更新について
古城介護事業支援課長から説明（資料3）

【質疑応答】

なし

3 議事

- (1) 令和6年度地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について
庄子地域包括ケア推進課長から説明（資料4、資料4-1、資料4-2）

若生委員： 資料4-1の2ページ目「認知症施策の推進」の2つ目の項目であるが、地域には様々な認知症症状の方がおり、その方々は周囲からサポートをいただきながら活躍するということだが、サポートを行う方がいない場合、認知症の方が何かをしたいとなった際の発信は難しいと考える。今後も認知症の方を支援する、サポートするパートナーを増加させなければ、実現が困難だと思う。

次に資料4-2の「希望をかなえるヘルプカード」の周知が仙台市はなかなかできていないと考える。認知症当事者の方と話をしている中では「希望をかなえるヘルプカードを知らない」という回答が多いが、ヘルプマークは知っているため、ヘルプマークを使用している方が多い。これから市や地域包括支援センターが「希望をかなえるヘルプカード」をどのように周知していくのか伺いたい。

浅野課長： 1点目の認知症パートナーについてであるが、おっしゃる通り、引き続き増加させることは重要なことだと考える。現在、全市的なパートナー講座は年2回行っているが、他に地域包括支援センター単位でのパートナー講座を増加させていき、パートナーを増やしていきたいと考えている。

また、2点目の「希望をかなえるヘルプカード」の普及啓発については、仙台市はこれから本格的に普及啓発を行っていく予定である。認知症ケアパスに「希望をかなえるヘルプカード」のチラシを折り込むこと

や市の公式ホームページに掲載等して周知したいと考えていた。
また関係機関の方への周知も重要だと考えるため、商店、警察、支所、地域包括支援センター等、様々な関係機関の方々へ「希望をかなえるヘルプカード」を周知する必要があると考える。やはり、地域全体がカードについて理解していなければ、有効に活用することができないため、様々な場面で周知を図っていきたいと考える。

若生委員： 地域には様々な症状の認知症の方がおり、中には症状が進行してヘルプカードを示すことすら困難な方もいると思うが、どの段階の方がこのヘルプカードを持つと想定されているのか。

浅野課長： 自ら希望をかなえるヘルプカードの活用方法を認識し活用できる方は軽度の方だと思うが、認知症の症状が進行した場合でも、当事者の方と相談し、納得が得られた上で、家族の連絡先を記入したヘルプカードを持っていただくことで、当事者の方が行方不明になっても把握しやすくなる、そういったことも1つの使用方法だと考える。その方の状況に合わせてどのように使用していくかは今後、周知等していかなければならないと考える。

また、家族の会の方が関わる方には重度の方もいらっしゃる、ヘルプカードに意味がないのではと思われる方もいらっしゃると思う。重度の方も含めてヘルプカードの適切な使用方法については、皆さんの知恵をいただきながら対応していきたいため、今後もよろしくお願ひしたい。

田中委員： 認知症サポーター養成講座等の次のステップとして、サポーターとして養成した方々を「パートナー」として当事者の意向をかなえる活動へどうつなげるのかを仙台市としても本気で考えていかないと、ただ数が増加して終わるのではと危惧している。

資料4-2の6ページに記載されているように、「小売業、町内会、地域のサロン、金融機関等、あらゆる機会を通じて普及啓発を行っている」というのが地域包括支援センターの満たすべき水準であるが、養成された方々がボランティアとして実践した際に、例えば商店街の方がパートナーの方と一緒に訪れた際は半額にしますといった協力があり、それを周知して全市的に広めていく等、何かしらの新しいステップの政策の発信・広報も市としては求められていくと思う。

ドイツのように、公的な場所において認知症の方のパートナーの料金を無料にすることは難しいと思うが、そういった取り組みを参考にしつつ、実際に触れ合う機会が少ないサポーターの方の実際の関わりの場として事業者側も、団体としても老施協等を通じて積極的に協力していき

たいと思うため、いつでも声がけ願いたい。併せて、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第9期に向けて、認知症の方が共に支え合いながら、地域で暮らし続けられる仙台市を目指していきたく思っている。意見であるため、返答はしない。

佐々木委員： 資料4-2の12ページの「防災への対応」を改めて確認するが、満たすべき水準の1つ目の◇と5つ目の◇についてであるが、1つ目は災害時要援護者情報登録制度を加味しているもので、5つ目は地域包括支援センター独自で恐らく別枠だと認識しているが、地域包括支援センターは両方ケアしていかなければならないということなのか。あくまで災害時要援護者情報登録制度は助言だけで、実際に支援を行う方はそれを除いた方になるのか。また、地域包括支援センターと情報交換は現実的には難しくなっているが、災害は必ずくるため、そういった人たちを支援していかなければならないというのは非常に重要なテーマだと思う。センター職員の意識を含め、高くもっていただきたいと思っているが、いわゆる地域包括支援センターは登録者以外で独自に支援している人を集中的に対応するという点でよいかの確認したい。

庄子課長： 現在は、災害時要援護者情報登録制度の要援護者リストに乗っている方のすべてを地域包括支援センターが支援するという体制ではない。この部分については、個別避難計画の作り方等で地域と連携しながら検討しており、地域包括支援センターは関係者として把握し、専門的な立場からアドバイスを行うというところまでが満たすべき水準である一方で、センターが普段から関わり、災害時に確実に援助が必要と把握している方については、独自に安否の確認を行えるように体制を整えていくということも満たすべき水準であると掲載している。

狩野委員： 13ページの「個別ケア会議の開催」の一番下の◇は水準としてかなり高いと思う。個別ケア会議から個別支援、地域づくりから関係性づくり、防犯まで地域包括支援センターは限られた人数であるにも関わらず、業務が様々増加していると思う。この高い水準を限られた人数で対応していくにも関わらず、この内容を満たすべき水準にして大丈夫なのか見解を伺いたい。

庄子課長： 委員がおっしゃるとおり、かなり大変だと思う一方で、本日提示できなかった国の事業評価の地域ケア会議における専門職、医療・介護連携については本市は全国平均より若干低い状況である。しかし、これは地域包括支援センターへ強くお願いしたからといってすぐにできることでも

ないと思う。

現在、職能団体の皆様へ次年度以降の地域包括支援センターが行う地域ケア会議に専門職の方にご参加いただきたいと当課にて協力をお願いしていたところであったが、職能団体の皆様も、地域の中での顔の見える関係、地域力の底上げというところで、地域包括支援センターと地域の専門職が密度を増して、共に会議の開催や連携をする必要があると考えていたところのことだった。

当課としてはこのような会議を開催しやすい体制を整え、地域包括支援センターと共に目標の達成を目指していきたいと考えているため、今回は厳しい水準だと思うが満たすべき水準に記載した。

狩野委員： 担当課として委託先にのみお願いすることも難しいと思うため、市としてやるべきところ、した方がいい部分を整え、地域包括支援センターと共に連携しながら進めていただきたい。

庄子課長： 今回は地域ケア会議にてご質問をいただいたため、医療・専門職の皆様との連携について述べさせていただいたが、その他、通いの場などを把握できるようなシステムの導入やタブレットの導入等、業務の効率化につながるようなことも検討しているところであった。引き続き、業務負担の軽減に取り組んでいきたい。

原田委員： 1 ページ目の3つ目の◇は是非重点をおいて取り組んでいただきたい項目である。地理的に地域の集まり等に参加することができないこともあると思うが、これは介護に係る課題の発見や保険者である仙台市と被保険者の信頼関係につながると思う。令和6年度はこれを重点的に行っていただきたい。何より求められていることは相談業務であるため、協力をいただきたい。

庄子課長 市としても支援の体制を強化しながら、地域包括支援センターに取り組んでいただけるように努めてまいりたい。

橋本委員長： そのほかご意見ご質問がなければ「（1）令和6年度地域包括支援センター運営方針及び業務水準表について」は承認としてよろしいか。

（一同了承）

橋本委員長： それでは当議案を承認とする。

4 その他

庄子課長： 国の事業評価Ⅰが今回の運営委員会の開催10分ほど前に届き、委員の皆様へお示しすることができなかった。その内容と本市の項目を比較して、平均を下回っているところは地域ケア会議、医療・介護連携のほか、3職種についても該当したが、3職種については準じる職種を含まない場合の数値であり、準じる職種を含めると本市の場合は3職種配置されていない地域包括支援センターはない。なお、国においても令和6年度から職員配置の基準緩和をうたってきているところで、基本方針にて「準じる職種等を柔軟に配置することにより」と示されていることから、本市の状況と齟齬が生じている内容ではないため、今回の業務水準表に影響を与える評価結果ではないと認識している。事業評価Ⅰについては、資料をまとめ次第、委員の皆様へ来週以降に送付を予定している。ご覧いただいて意見がある場合は事務局へご連絡いただきたい。

4 閉会